

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人 ●● ●● 氏に対して行った源泉所得税の還付金及び還付加算金の差押処分（令和3年4月12日付け箕総債第4016号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求は、棄却することが相当である。

第2 諮問に至るまでの経過

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定に基づき、平成19年度から平成21年度までの固定資産税及び都市計画税の納税通知書を発送し、地方税法第362条及び第702条の7並びに箕面市税条例（昭和25年箕面市条例第66号）第23条及び第67条の規定に基づき納期限を通知した。また、平成19年度第3期及び第4期の固定資産税及び都市計画税については、審査請求人所有の不動産が競売開始決定されたため、地方税法第13条の2の規定に基づき繰上徴収し、納期限を平成19年7月4日に変更した。
- 2 処分庁は、審査請求人が平成20年度及び平成21年度の固定資産税及び都市計画税を完納していないため、地方税法第371条の規定に基づき各納期限の約1ヶ月後に督促状を発送した。なお、平成19年度の固定資産税及び都市計画税は、繰上徴収のため督促状を発送していない。
- 3 処分庁は、審査請求人に対して文書催告を行ってきたが、平成19年度第2期以降分について納付がなく、審査請求人から連絡もないため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定に基づく調査により確認した預金（3口座）について、平成22年3月9日に、地方税法第373条及び国税徴収法第47条の規定に基づき差押処分を実施した（差押額：口座①9,151円、口座②158,679円、口座③117,556円）。なお、処分庁が行う滞納処分については、地方税法第373条第7項の規定により国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている。

その後、処分庁は、預金差押については、1口座（①9,151円）は取立てを実施したが、同年3月11日に審査請求人から生活困窮を理由に差押解除の申し

出があったため、国税徴収法第 79 条及び第 153 条の規定に基づき 1 口座 (② 158,679 円) を解除するとともに、国税徴収法第 151 条の規定に基づき月 2 万円 (6 回) の分納履行を条件に 1 口座 (③ 117,556 円) は換価猶予することとした。

しかし、審査請求人が分納の不履行を繰り返したため、処分庁は、換価猶予していた 1 口座 (③ 117,556 円) について、平成 24 年 5 月 25 日及び平成 25 年 2 月 19 日に取立を実施した。

- 4 処分庁は、平成 26 年 12 月 10 日に審査請求人と 6 ヶ月間の分割納付の誓約書を交わしたが、初回から不履行となり、審査請求人に対して繰り返し文書催告を実施したが、納付及び連絡はなかった。

そこで、処分庁は、国税徴収法第 141 条の規定に基づく調査により確認した給与について、平成 30 年 10 月 4 日に、地方税法第 373 条及び国税徴収法第 47 条の規定に基づき差押処分を実施した。(差押額：月 18,700～24,000 円)

処分庁は、当該給与を平成 30 年 11 月分から取立を実施し、現在も継続中である。

- 5 処分庁は、審査請求人に対し、国税徴収法第 141 条の規定に基づく調査により確認した平成 30 年の源泉所得税の還付金及び還付加算金について、平成 31 年 3 月 22 日に、地方税法第 373 条及び国税徴収法第 47 条の規定に基づき差押処分を実施した。(差押額：30,040 円)

- 6 処分庁は、審査請求人に対し、国税徴収法第 141 条の規定に基づく調査により確認した令和 2 年の源泉所得税の還付金及び還付加算金について、令和 3 年 4 月 12 日に、地方税法第 373 条及び国税徴収法第 47 条の規定に基づき本件処分を実施した。(差押額：132,938 円)

処分庁は、国税徴収法第 54 条の規定に基づき、本件処分に係る令和 3 年 4 月 12 日付け差押調書 (謄本) を特定記録郵便により送付し、同月 20 日に審査請求人に交付されたことを確認した。

なお、本件処分を実施した令和 3 年 4 月 12 日現在の滞納額の内訳は、次の表のとおりであり、合計 2,914,433 円である。

(単位：円)

賦課年度・期	未納額	督促料	延滞金	合計金額	納期限
H19 年度 3 期	0	0	156,100	156,100	H19. 7. 4
H19 年度 4 期	0	0	180,400	180,400	H19. 7. 4
H20 年度 1 期	0	0	223,700	223,700	H20. 6. 2
H20 年度 2 期	0	0	228,200	228,200	H20. 7. 31
H20 年度 3 期	0	0	233,600	233,600	H20. 9. 30
H20 年度 4 期	8,733	80	236,300	322,113	H21. 1. 5
H21 年度 1 期	173,500	80	227,900	401,480	H21. 6. 1
H21 年度 2 期	172,000	80	222,400	394,480	H21. 7. 31
H21 年度 3 期	172,000	80	218,200	390,280	H21. 9. 30
H21 年度 4 期	172,000	80	212,000	384,080	H21. 12. 28
合計	775,233	400	2,138,800	2,914,433	

- 7 令和 3 年 5 月 7 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条の規定に基づき、審査庁である箕面市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、審査庁はこれを受け付けた。
- 8 同年 5 月 17 日、審査庁は、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定に基づき、審理員を指名した。
- 9 同年 7 月 29 日、審理員は、行政不服審査法第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書、同年 6 月 3 日付け弁明書及び同年 6 月 30 日付け反論書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。
- 10 同年 8 月 13 日、審査庁は、審理員意見書等の内容を踏まえ、行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮問した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

固定資産税の滞納によって本件処分を受けたが、その滞納分は毎月必ず分割支払いをしている。毎月の分割はしていく上で、生きていくために本当に苦しい状況である。生きていく必要経費を払えなく、滞っているものもあり、借金

をしている状態である。今回の還付金で借金を返済する予定だったが、それもできなくなり、生きていくことが困難である。その旨を伝えたのに聞き入れてもらえず、本当に困っており、死ねと言われていた思いになった。

特に賞与があるわけでもなく毎月限られた少ない給料で生活しており、正直、今でも厳しい状態である。何度か機会をもらったのに滞納したりしてしまったので、毎月今後も支払はしていく。何年かかっても毎月の支払はしていくので、本件処分を取り消してほしい。

2 処分庁の主張

次の（１）から（３）までのとおり、本件処分は、法に基づき適正に執行されたものであり、審査請求人が主張する生活への影響に関与せず、本件処分に至る経過においても不当なところはない。よって、国税徴収法第 79 条の規定に基づき本件処分を取り消す理由はなく、「本件審査請求を棄却する」との判決を求める。

（１）固定資産税及び都市計画税の滞納処分に係る差押えについて

固定資産税及び都市計画税に係る徴収金について、地方税法第 371 条の規定による督促を受け、その督促を発した日から 10 日を経過する日までにその督促に係る固定資産税に係る徴収金を完納しないとき等は、地方税法第 373 条の規定により、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押えなければならないことになる。なお、都市計画税に係る徴収金については、地方税法第 702 条の 8 の規定により、固定資産税にあわせて督促状を発し、差押え（滞納処分）を行うことになる。

差押え（滞納処分）は、地方税法第 373 条及び第 702 条の 8 の規定により実施し、手続は国税徴収法第 47 条及び第 54 条の規定を準用し、実施している。

（２）差押えの判断について

審査請求人に対しては、平成 30 年 11 月から給与の差押えを実施しているものの、本件処分を実施した令和 3 年 4 月 12 日時点において、滞納額は 2,914,433 円と高額であり、今後も完納に至るまでに相当の期間を要する見込みであることから、早期に滞納税に係る債権を確保するため、本件処分の実施を判断したものである。なお、国税還付金は、国税徴収法第 75 条に規定する差押禁止財産には該当していない。

（３）差押えの解除について

差押えの解除は、国税徴収法第 79 条の規定に基づき滞納税が完納された場合等であり、滞納者からの申出等により差押えを解除することはできない。

審査請求人からの「毎月の分割はしていく上で、生きていく為に本当に苦しい状況です。生きていく必要経費が払えなく、滞っているものもあり」との陳述について、国税徴収法第153条の規定に基づき、滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することができるが、審査請求人の収入は、平成30年11月から執行している給与差押において、国税徴収法第76条の規定に基づき差押禁止額を控除して差押額を算定しているほか、審査請求人には差押対象の給与以外に月約8万円から約11万円の給与所得があることを確認しており、源泉所得税の還付金及び還付加算金の差押滞納処分により生活を著しく窮迫させるおそれがないと判断した。

さらに、審査請求人からの「今回の還付金により借金を返済する予定でした」との陳述については、地方税法第14条の規定に基づき、借金等の私債権に先立って地方税の徴収が優先される。

なお、地方税法第19条の7の規定に基づき、審査請求人が同法第16条第1項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができるが、本件については該当しない。

第4 審理員意見書の要旨

下記1から4までのとおり、本件処分は地方税法及び国税徴収法に定められた差押禁止等の滞納処分を制限する規定のいずれにも抵触しておらず、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

1 手続面等について

本件審査請求は、審査請求人が、生活の困窮を理由に審査請求人の国税還付金に対する処分庁の滞納処分の取消を求めるものであるが、上記のとおり、本件処分に至る事実関係のうち、本件処分の対象となった固定資産税及び都市計画税の各年度各期の税額、それらの滞納状況及び滞納処分、分納の履行・不履行については、当事者間に争いはなく、処分庁主張の事実が認められるところ、これら滞納の事実とその額、滞納処分に至る経緯など本件処分に至る手続的な面について違法な点は認められない。

そこで、本件処分が、地方税法、及び同法により準用される国税徴収法に定められた差押禁止等の滞納処分を制限する規定に抵触していないかが問題と

なる。

なお、審査請求人の主張が単に本件処分により生活が困窮するという抽象的なものにとどまるため、以下、地方税法及び国税徴収法に定められた差押え等を制限する各規定について網羅的に検討していく。

2 差押禁止について

(1) 差押禁止財産

地方税の滞納処分については、地方税法第 373 条第 7 項の規定により国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされているところ、国税徴収法第 75 条第 1 項は、滞納処分によっても滞納者が最低限度の生活が維持できるよう差押禁止財産を列挙している。しかし本件処分により差し押さえられた国税還付金はこれらの差押禁止財産には該当しない。

(2) 給与の差押禁止

また、国税徴収法第 76 条は、滞納者が最低限度の生活の維持に必要な収入を確保できるよう給与、退職手当に対する滞納処分について差押えの範囲に制限を加えているが、本件処分により差し押さえられた国税還付金は同条の対象たる給与等に該当しない。

(3) その他の差押禁止財産

国税徴収法第 77 条は社会保険制度に基づく給付の差押えを、また同法第 78 条は一定の条件付きで農業、漁業などの事業の継続に必要な不可欠な機械、器具等の差押禁止をそれぞれ定めているが、本件処分の対象となった国税還付金はそのいずれにも当たらない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、国税徴収法第 75 条ないし同法 78 条に規定する差押禁止のいずれにも抵触しない。

3 滞納処分の執行停止について

(1) 審査請求人は本件処分による生活の困窮を本件審査請求で本件処分の取消を求める理由としているところ、国税徴収法第 153 条第 1 項第 2 号は、「滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」は、滞納処分の執行を停止することができるとしているので、次にこの点について検討する。

(2) 同条第 1 項第 2 号にいう「生活を著しく窮迫させるおそれ」とは、同法第 76 条が給与等のうち「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に应ずるものを勘案し

て政令で定める金額」(同条第1項第4号)について差押えを禁止し、滞納者の収入が生活扶助の基準を下回ることをしないよう配慮していることとの整合性から、収入面において、滞納処分の実行により滞納者の収入が生活扶助の基準をも大きく下回るようになるような滞納者の状況を指すものと理解すべきである。

- (3) 処分庁は、国税徴収法第141条の規定に基づく調査のうえ、平成30年10月4日に、地方税法第373条及び国税徴収法第47条の規定に基づき給与の差押処分を実施し、月18,700～24,000円を同年11月分から取り立てを実施しているが、その際、処分庁は給与差押え後の収入が生活扶助基準を下回ることをしない額を差し押さえているはずであり、本件処分により滞納者の国税還付金が差し押さえられても、給与等による滞納者の収入が生活扶助の基準を大きく下回ることはない。
- (4) 一方、審査請求人からは、他に本件処分により「生活を著しく窮迫させるおそれ」が生じることについて具体的な主張立証はない。
- (5) よって、本件処分により審査請求人に「生活を著しく窮迫させるおそれ」が生じるとは認められず、本件処分の執行を停止しなかったことについて、違法あるいは不当とは認められない。

4 差押えの解除について

- (1) 地方税法第19条の7第2項は、滞納処分が審査請求の目的となった場合の差押えの解除を定めているが、これは国債や一定の不動産など信用のある担保の提供が条件であり、本件審査請求には適用はない。
- (2) また、国税徴収法第79条も差押えの解除について定めるが、これは納付等により滞納が解消されたことなどが条件であるうえ、そもそも滞納処分が適法、妥当であることを前提とするものであり、本件処分の取消の理由とはなりえない。

第5 箕面市行政不服審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、令和3年8月13日付け諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を同月16日に受け、その内容を検討した。
- 2 当審査会は、同月16日付けで、審査請求人及び審査庁に対して、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第76条の規定に基づき、主張書面又は資料の提出ができる旨とその期限を通知したが、当該期限までにいずれからも提出はなかった(なお、上記通知は保管期間経過により返戻となったが、電話により確認したところ審査請求人において提出の予定はないとのことであった)。

また、同法第 81 条第 3 項で準用する同法第 75 条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。

3 同年 8 月 25 日、当審査会は、上記 2 を踏まえて、諮問内容を審議した。

第 6 箕面市行政不服審査会の判断の理由

当審査会において調査審議したが、審査請求人は、平成 30 年 10 月 4 日に処分庁による給与差押を受け、現在も毎月 18,700 円ないし 24,000 円の取立が実施されているが、審査請求人にはこれらの差押対象の給与以外にも月約 8 万円ないし約 11 万円の給与所得があることが認められ、その他、国税徴収法第 153 条第 1 項第 2 号に規定する「滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する事情を認めることができない。その他、審査請求人の主張に理由があることを裏付ける事情ないし証拠を認めることはできず、審理員意見書の検討及び判断は相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第 1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上